



令和2年3月6日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

新型コロナウイルス感染症対策特別資金の 融資あっせんを開始します

立川市は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小企業者を対象に、立川市中小企業融資あっせん制度において『新型コロナウイルス感染症対策特別資金』を新設し、下記のとおり期間限定で金融機関に融資あっせんすることといたしました。

本あっせんメニューでは、市が全額利子補給並びに信用保証料の半額補助を行い、利用者の負担を軽減します。立川市中小企業融資あっせん制度の詳細につきましては、市ホームページをご参照ください。

【融資条件】

対象となる 中小企業者	1 立川市中小企業事業資金融資あっせん制度の基本要件を満たしていること。 2 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証）の認定を受けていること。 3 原則として直近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
使 途	運転資金 ※既存の市制度融資からの借換は対象外です。
限 度 額	500万円
利 率	年利1.00%（立川市負担率1.00%、利用者負担率0.00%）
信用保証料	信用保証料の2分の1を立川市で補助します。
貸付期間	60か月以内（据置期間最長12か月を含む）
返済方法	元金均等償還

【受付期間（予定）】

令和2年3月16日（月）～ 令和2年5月29日（金）

【取扱金融機関】

決定次第、市ホームページでお知らせします。

【問い合わせ】

立川市 産業文化スポーツ部 産業観光課（担当：奥野）TEL：042-528-4317